

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正の理由

臨時に設置する施設における営業期間の延長に対応するため、当該施設における連続する20日以上3月未満の飲食店営業等の許可の申請に係る手数料の額を引き下げる必要がある。

2 改正の内容

次に掲げる業種について、臨時に設置する施設において連続する20日以上3月未満の営業を行おうとする者に係るその営業の許可の申請に係る手数料の額を次のとおり引き下げることとする。(第6条関係)

(1件につき)

業種	改正前	改正後
飲食店営業	16,000円	4,200円
喫茶店営業	9,600円	2,400円
菓子製造業	14,000円	3,700円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

(参考)

		現行 (5年)	新設 (20日以上3月未満)	現行 (20日未満)
申請 手 数 料	飲食店営業	16,000円	4,200円	2,800円
	喫茶店営業	9,600円	2,400円	1,600円
	菓子製造業	14,000円	3,700円	2,500円
許可 期 間	20日未満	↓	↓	↓ ・観桜会、種苗交換会、神社の祭礼などの短期イベント
	3月未満			
	5年			

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料) 第六条 略</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる者に係る食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行うとする者 一件につき 四千二百円</p> <p>ハ イ及びロに掲げる者以外の者 一件につき 一万六千円</p> <p>二 次に掲げる者に係る令第三十五条第二号に掲げる喫茶店営業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行うとする者 一件につき 二千四百円</p> <p>ハ イ及びロに掲げる者以外の者 一件につき 九千六百元</p> <p>三 次に掲げる者に係る令第三十五条第三号に掲げる菓子製造業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ 臨時に設置する施設において連続する二十日以上三月未満の営業を行うとする者 一件につき 三千七百元</p> <p>ハ イ及びロに掲げる者以外の者 一件につき 一万四千元</p> <p>四 三十四 略</p> <p>3 5 略</p>	<p>(手数料) 第六条 略</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる者に係る食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ イ に掲げる者以外の者 一件につき 一万六千円</p> <p>二 次に掲げる者に係る令第三十五条第二号に掲げる喫茶店営業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ イ に掲げる者以外の者 一件につき 九千六百元</p> <p>三 次に掲げる者に係る令第三十五条第三号に掲げる菓子製造業の許可の申請 イ 略</p> <p>ロ イ に掲げる者以外の者 一件につき 一万四千元</p> <p>四 三十四 略</p> <p>3 5 略</p>